

介護予防支援・介護予防ケアマネジメント重要事項説明書

1 事業の目的・運営方針

【目的】

事業所は、介護保険法に従い利用者が可能な限りその居宅において自立した生活を営むことができるよう、要支援認定を受けた者・事業対象者（以下 利用者）に対し、適正な介護予防支援・介護予防ケアマネジメント（以下 介護予防支援等）を提供することを目的とする

【運営方針】

利用者の心身の状況を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮する。事業実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類または特定の居宅サービス事業所に不当に偏ることがないよう公正中立に行う。

2 指定介護予防支援事業者・地域包括支援センター設置者

- | | |
|------------|----------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 広島和光園 |
| (2) 所在地 | 広島市南区宇品東三丁目 6 番 26 号 |
| (3) 電話番号 | 082-252-8070 |
| (4) 代表者職氏名 | 理事長 竹内 由紀絵 |

3 事業所の概要

- | | |
|---------------|---|
| (1) 事業所名称 | 広島市宇品・似島地域包括支援センター |
| (2) 事業所番号 | 3400100099 |
| (3) 所在地 | 広島市南区宇品神田三丁目 7 番 15 号 |
| (4) 電話番号 | 082-252-6456 |
| (5) 管理者職氏名 | センター長 正田 奈津子 |
| (7) 事業の実施地域 | 宇品・似島 圏域（宇品中学校区、似島中学校区） |
| (8) 営業日及び営業時間 | 営業日 月曜日から土曜日（年末年始を除く）
営業時間 午前 8 時 30 分 ～ 午後 5 時 15 分
ただし緊急時には電話等により従業者に 24 時間連絡が取れる体制 |

4 職員の体制

- | | |
|------------------------|-----------------|
| (1) 管理者 1 名（常勤） | |
| 管理者は業務の統括管理を行う。 | |
| (2) 担当職員 | |
| 保健師（または経験のある看護師） | 1 名以上（常勤） |
| 社会福祉士 | 1 名以上（常勤） |
| 主任介護支援専門員 | 1 名以上（常勤） |
| 介護支援専門員 | 1 名以上（常勤または非常勤） |
| 担当職員は介護予防支援等業務の提供に当たる。 | |

5 提供する指定介護予防支援等の内容

指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント（以下「指定介護予防支援等」といいます。）は、利用者の介護予防に資するように行い、医療サービスとの連携に十分配慮して行います。介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が生活機能の改善を実現するための適切なサービ

スを選択できるよう、目標指向型の計画を作成します。

提供する指定介護予防支援等の質の評価を行い、常にその改善を図ります。

- ① 状態の把握（アセスメント）
- ② 介護予防サービス計画原案の作成
- ③ サービス担当者会議の開催等による専門的意見の聴取
- ④ 介護予防サービスの計画書の説明および同意・交付
- ⑤ 実施状況の把握及び評価（モニタリング）
- ⑥ その他
 - ・サービス事業所等との連絡調整
 - ・給付管理
 - ・介護保険等の新規、更新、変更等の申請に対する協力・援助
 - ・居宅介護支援事業所及び介護保険施設等への紹介、引継ぎ等

6 業務の委託

- (1) 利用者が要支援者である場合は、事業者は利用者の同意を得たうえで、利用者に提供する指定介護予防支援等業務の一部を指定居宅介護支援事業者に委託することができるものとします。
- (2) 利用者は、委託した指定居宅介護支援事業者の変更を申し出ることができるものとします。

7 料金

指定介護予防支援に要した費用については、介護保険法第58条第4項の規定に基づいて、事業者が受領(法定代理受領)する場合は、利用者の自己負担はありません。

8 秘密保持

- (1) 事業者及び事業者の職員は、正当な理由がない限り業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を洩らしません。
- (2) 事業者及び事業者の職員が退職後、在職中に知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。
- (3) 事前に文書で同意を得た上で、その範囲内において利用者の個人情報を使用します。その範囲内で個人情報を使用する場合は、その都度同意を得ます。

9 損害賠償

甲に対するサービスの提供に伴って、乙の責めに帰すべき事由により、利用者に損害を及ぼしたときは、速やかに損害を賠償します。但し、利用者又はそのご家族に重大な過失があるときは、賠償額を減額することがあります。

10 苦情受付

- 苦情処理責任者（理事長） 竹内由紀絵
- 苦情の受付窓口（担当者） 正田奈津子
- 電話番号 082-252-6456
- 受付時間 月曜日～土曜日 午前8時30分～午後5時15分
(年末年始を除く)

- (1) 事業者は、介護予防支援等の提供にあたって事故が発生した時は、速やかに利用者、家族及び市町村関係窓口に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 利用者が苦情の申し出等を行ったことを理由に何らかの不利益な取扱いも致しません。

○行政機関その他苦情受付機関

広島市介護保険ホットライン	所在地	広島市中区国泰寺町1丁目6-34
	電話番号	082-504-2652
	FAX番号	082-504-2653
	受付時間	午前8時30分～午後5時15分 (土、日、祝および8月6日、年末年始は除く)

広島県 国民健康保険団体連合会 介護保険課	所在地	広島市中区東白島町19-49 国保会館
	電話番号	082-554-0783
	FAX番号	082-511-9126
	受付時間	午前8時30分～午後5時15分 (土、日、祝および年末年始を除く)

南区厚生部福祉課 高齢介護係	所在地	広島市南区皆実町1丁目4-46
	電話番号	082-250-4138
	FAX番号	082-254-9184
	受付時間	午前8時30分～午後5時15分 (土、日、祝および8月6日、年末年始は除く)